



道路植栽の設計に関する運用方針の徹底等について（通知）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成10年 6 月30日

道 第 1 4 5 号

平成10年 6 月30日

各土木事務所長様

土 木 部 長

道路植栽の設計に関する運用方針の徹底等について（通知）

このことについては、平成10年 3 月31日付けで通知していますが、今後公共事業費の確保はますます困難になると考えられ、また現在の道路事業の状況を見ると、維持管理費は増加の一途をたどっています。このような状況の中で、投資的経費の確保は今後一段と厳しくなるものと予想されます。ついては、今後設計業務を行うに当たり、下記事項に留意してください。

記

- 1 道路改築事業における現道余裕地を活用した道路植栽等、又は道路展望駐車場整備事業、沿道修景事業における道路植栽等においても、植栽の形式や樹種の選定など維持管理のコスト縮減（例えば高木を主体とするなど）に配慮すること。
- 2 一連の事業区間にもかかわらず、担当者の異動により植栽の形式や樹種の選定などに一貫性を欠くことがないように注意すること。
- 3 今後、地元要望により道路植栽を計画する場合は、原則として地元市町村等が維持管理することを条件とすること。